

令和4 監査年度

行政監査結果報告書

— 県の施設における A E D の設置及び管理について —

令和5年3月

奈良県監査委員

目 次

第1 監査の概要	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の観点及び着眼点	1
4 監査の対象	1
5 監査の実施方法	1
6 監査の実施時期	2
第2 監査の結果	
1 AEDの設置状況について	3
(1) AEDの設置状況	3
(2) AEDの設置の主な理由	4
(3) AEDの設置場所	4
(4) AEDの設置表示	5
(5) AEDの調達方法	5
(6) 監査の所見	5
2 AEDの維持管理状況について	6
(1) AEDの点検担当者	6
(2) AEDの日常点検	6
(3) AEDの点検結果の記録	7
(4) AEDの耐用年数について	7
(5) 消耗品の管理について	7
(6) AEDの操作方法の習得	8
(7) 監査の所見	9
3 AED設置に係る全国AEDマップ情報公開の状況について	11
(1) 一般財団法人日本救急医療財団におけるAED設置登録情報への登録後の公開状況について	11
(2) 監査の所見	11
第3 監査の総括	12
別表1 監査対象施設 一覧	13
別表2 監査の所見 一覧	18
別表3 実地監査施設のAED設置状況	24

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県の施設におけるAEDの設置及び管理について

2 監査の目的

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民の使用についてその取扱いが示され、医療機関のみならず学校、公共施設等を中心に急速に普及し、本県においても県が管理する施設に多数設置されている。しかしながら、AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。また、厚生労働省の通知においては、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、設置しているAEDの適切な管理等を徹底するよう求められている。以上のことから、県の施設に設置されているAEDについて、緊急時に正常に使用できる環境を整備すること、及び管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事象の防止に資することを目的として監査を行った。

3 監査の観点及び着眼点

県の施設におけるAEDの設置及び管理について、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し、主に、合规性、効率性及び有効性の観点から、次の着眼点により監査を行った。

- (1) AEDの調達、設置は適切に行われているか。
- (2) AEDの維持管理は適切に行われているか。
- (3) AEDの設置に係る情報を適切に公開・表示しているか。

4 監査の対象

定期監査の対象となる県の全機関のうち、県の施設を管理している機関。

5 監査の実地方法

(1) 全体調査（書面監査）

県の施設等におけるAEDの設置状況や管理体制を把握するため、定期監査の対象となる県の全機関に各主管課等を通じて、書面による監査を実施した。調査した県の施設等として、施設区分ごとに、①庁舎（多くの職員が勤務しており、県民等の来庁者も多い施設）44施設、②県立学校（多くの生徒や教員等が在籍しており、体育の授業や部活動では、

心臓への負荷がかかる運動を行う施設) 49施設、③不特定多数の者が利用する公の施設等(多くの県民が利用する施設) 34施設、合計127施設を対象とした。

(2) 実地監査

全体調査の結果に基づき、令和5年2月に、次の6機関に対して、AEDの調達方法、AEDの管理体制等を重点項目として、実地監査を行った。

番号	監査対象機関名	監査対象施設名	施設区分
1	奈良県税事務所	奈良総合庁舎	①
2	健康・安全教育課	県立学校等	②
3	中央こども家庭相談センター	中央こども家庭相談センター	③
4	雇用政策課	奈良労働会館	③
5	奈良春日野国際フォーラム	奈良春日野国際フォーラム(本館、別館)	③
6	中央卸売市場	中央卸売市場	③

上記の表のとおり、①庁舎としては1施設、②県立学校等としては1所属(県立学校に設置しているAEDは、本庁教育委員会(健康・安全教育課)が一括してリース契約しているため)、③不特定多数の者が利用する公の施設等としては5施設、をそれぞれ選定した。

6 監査の実施時期

令和4年6月1日現在でAEDを設置している施設を対象に、書面監査を7月～8月に、実地監査を令和5年2月に行い、令和5年3月23日に監査の結果を決定した。

第2 監査の結果

1 AEDの設置状況について

(1) AEDの設置状況

令和4年（2022年）6月1日現在のAEDを設置している県の施設等は、127施設、設置台数は、179台となっている。

表1 AEDの設置状況（部局別）

部局名	施設数	AED	
		設置数	1施設あたり 平均設置台数
知事公室	2	2	1.0
総務部	3	3	1.0
文化・教育・くらし創造部	12	23	1.9
こども・女性局	3	3	1.0
福祉医療部	6	7	1.2
医療政策局	1	1	1.0
水循環・森林・景観環境部	1	3	3.0
産業・観光・雇用振興部	6	7	1.2
観光局	5	5	1.0
食と農の振興部	6	6	1.0
県土マネジメント部	6	6	1.0
地域デザイン推進局	6	17	2.8
水道局	3	3	1.0
教育委員会	46	71	1.5
警察本部	21	22	1.0
合 計	127	179	1.4

表2 AEDの設置状況（施設区分別）

施設区分	AED			備考
	設置施設数	設置台数	1施設あたり 平均台数	
庁舎	44	45	1.0	県庁、各総合庁舎、警察署等
県立学校等	49	77	1.6	県立高校、大学校等
公の施設等	34	57	1.7	美術館、図書館、福祉施設等
合 計	127	179	1.4	

(2) A E D設置の主な理由

A E D設置の理由もしくは設置の考え方として、「職員数が多い、来庁者が多い等、A E Dの必要性が高いため」が最も多くなっている。

表3 A E Dの設置の主な理由

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
A E D設置施設数	44	-	49	-	34	-	127	-
職員数が多い、来庁者が多い等、A E Dの必要性が高いため	26	56.5%	37	42.0%	31	88.6%	94	55.6%
本庁等が一括して設置したため	14	30.4%	44	50.0%	2	5.7%	60	35.5%
寄付があったため	1	2.2%	5	5.7%	0	0.0%	6	3.6%
その他	5	10.9%	2	2.3%	2	5.7%	9	5.3%
合計	46	100.0%	88	100.0%	35	100.0%	169	100.0%

※複数回答あるため、A E D設置施設数と回答数の合計は一致しない。

(3) A E Dの設置場所

各施設におけるA E Dの設置場所は、受付や事務室（職員室）などの「常に職員がいる場所」が最も多く56台（31.3%）、玄関などの「入口付近の多くの人を通る場所」55台（30.7%）、「医務室、保健室など」は32台（17.9%）となっていた。

表4 A E Dの設置場所

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
A E D設置台数	45	100.0%	77	100.0%	57	100.0%	179	100.0%
入口付近の多くの人を通る場所	18	40.0%	24	31.1%	13	22.8%	55	30.7%
常に職員がいる場所	23	51.2%	15	19.5%	18	31.6%	56	31.3%
心肺停止のリスクがある場所	0	0.0%	4	5.2%	1	1.8%	5	2.8%
医務室、保健室、体育教官室等	2	4.4%	22	28.6%	8	14.0%	32	17.9%
エレベーター、ロビー、階段等付近等	2	4.4%	12	15.6%	17	29.8%	31	17.3%

(4) AEDの設置表示

AEDの設置場所に関する案内表示について、AED設置場所において標識表示をしている台数は163台（91.1%）である。設置場所以外（施設入口、受付等）において標識表示をしている台数は9台（5.0%）となっている。

表5 AEDの設置場所までの案内表示

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
AED設置台数	45	100.0%	77	100.0%	57	100.0%	179	100.0%
設置場所の標識表示	35	77.7%	73	94.8%	55	96.5%	163	91.1%
設置場所以外の標識表示	3	6.7%	4	5.2%	2	3.5%	9	5.0%
標識表示無	7	15.6%	0	0.0%	0	0.0%	7	3.9%

(5) AEDの調達方法

AEDの調達方法としては、リース契約が129台（72.1%）となっている。実地監査で確認したところ、129台のうち、県立学校等のAED（45台）については、健康・安全教育課が、まとめてリース（長期契約）し経済的な調達に努めている。

表6 AED調達方法

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
設置台数	45	100.0%	77	100.0%	57	100.0%	179	100.0%
購入	10	22.2%	0	0.0%	28	49.1%	38	21.2%
リース	34	75.6%	69	89.6%	26	45.6%	129	72.1%
寄附	1	2.2%	4	5.2%	0	0.0%	5	2.8%
その他（保管転換、不明等）	0	0.0%	4	5.2%	3	5.3%	7	3.9%

(6) 監査の所見

AEDの設置状況について、常に職員がいる場所、入口付近など利用者がおおむねわかりやすい場所に設置されていたが、施設の利用者がいざという時に迅速にAEDを使用できるように、標識表示のない施設等については、AEDの設置場所を案内図に表示するなど、工夫をされたい。

2 AEDの維持管理状況について

(1) AEDの点検担当者

AEDを設置している127施設のうち点検担当者を配置している施設は、83施設(65.4%)であり、そのうちAED使用に関する講習を受講経験している点検担当者は、59施設(71.1%)である。また、保守点検をリース会社等が行っていないのに、点検担当者を配置していない理由は、配置の必要性を認識していなかった等となっている。

表7 AEDの点検担当者の配置状況

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
AED設置施設数	44	-	49	-	34	-	127	-
点検担当者を配置している	29	65.9%	27	55.1%	27	79.4%	83	65.4%
うち点検担当者のAED使用に関する講習を受講している	17	58.6%	23	85.2%	19	70.4%	59	71.1%
点検担当者を配置していない①	15	34.1%	22	44.9%	7	20.6%	44	34.6%
うち保守点検をリース会社等が行っている②	15	100.0%	19	86.4%	4	57.1%	38	86.4%
点検担当者を配置していない①-②	0	0.0%	3	6.1%	3	8.8%	6	4.7%

(2) AEDの日常点検

AEDの日常点検実施について、点検担当者を配置している83施設のうち、81施設(97.6%)が点検を実施している。また、日常点検を実施していない施設では、その理由として、日常点検の必要性を認識していなかったとなっている。

表8 AEDの点検実施状況について

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
点検を実施している	29	100.0%	27	100.0%	25	92.6%	81	97.6%
うち毎日点検している	1	3.4%	14	51.9%	7	28.0%	22	27.2%
うち週1回点検している	19	65.5%	4	14.8%	1	4.0%	24	29.6%
うち月に1回点検している	6	20.7%	4	14.8%	12	48.0%	22	27.2%
うち年1回以上点検している	3	10.4%	5	18.5%	5	20.0%	13	16.0%
点検を実施していない	0	0.0%	0	0.0%	2	7.4%	2	2.4%

(3) AEDの日常点検結果の記録

日常点検を実施している81施設のうち、点検結果を記録しているのは58施設(71.6%)となっている。日常点検結果を記録していない施設ではその理由として、記録の必要性を認識していなかったとなっている。

表9 AEDの日常点検結果の記録状況について

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
点検を実施している	29	100.0%	27	100.0%	25	100.0%	81	100.0%
うち日常点検結果を記録している	25	86.2%	20	74.1%	13	52.0%	58	71.6%
うち日常点検結果を記録していない	4	13.8%	7	25.9%	12	48.0%	23	28.4%

(4) AEDの耐用年数について

AEDの耐用年数について、AED本体の耐用年数を超過したAEDを設置しているものがあつた。

耐用年数が超過したAEDを設置していた主な理由について、実地検査で監査したところ、耐用年数を超過していたことは認識していたが、「日常点検により正常に作動することを確認していた」、「消耗品の交換を適切に行っていた」などであつた。なおAEDの耐用年数を超過している機関(施設)のうち1機関(1施設)は、令和5年度中にAEDの購入を行う予定である。

表10 AEDの耐用年数について

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
設置台数	45	100.0%	77	100.0%	57	100.0%	179	100.0%
AEDの耐用年数を超過していない	42	93.3%	77	100.0%	51	89.5%	170	95.0%
AEDの耐用年数を超過している	3	6.7%	0	0.0%	6	10.5%	9	5.0%

(5) 消耗品の管理について

平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長連名通知「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」の別紙「AEDの設置者等が行うべき事項等について」(以下「厚生労働省通知」という。)では、AEDの設置者が行うべき事項等として、AEDの点検担当者は、製造業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーパックの交換時期等を記載し、AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、電極パッドやバッテリーパックの交換時期を把握し交換を適切に実施することとなっている。

る。

詳細に監査する必要があることから、実地監査において、この観点から監査したところ、使用期限が切れた消耗品を交換していないAEDがあった。

(6) AEDの操作方法の習得

(ア) AED使用方法等の講習の実施状況（令和元年度～3年度）

AED設置127施設のうち、施設等に勤務する職員向けのAED使用方法等の講習を実施した施設は、65施設（51.2%）となっている。また、AED使用方法等の講習を実施しなかった施設は62施設（48.8%）となっている。

表1-1 AED使用方法等の講習の実施状況について

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
AED設置施設数	44	-	49	-	34	-	127	-
AED使用方法に関する講習を実施した	15	34.1%	34	69.4%	16	47.1%	65	51.2%
消防訓練に併せて実施（救命・応急手当含む）	1	6.7%	11	32.4%	9	56.3%	21	32.3%
救命・応急手当に関する講習等に併せて実施	14	93.3%	23	67.6%	7	43.7%	44	67.7%
実施しなかった	29	65.9%	15	30.6%	18	52.9%	62	48.8%

(イ) AED使用方法等の講習を実施しなかった理由

令和元年度から3年度においてAED使用方法等の講習等を実施しなかった理由は、過去に受講等をしたことのある職員が在籍しているため、その他の理由として、コロナ禍で講師が依頼できなかった等となっている。

表1-2 AED使用方法等の講習を実施しなかった理由

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
実施しなかった施設	29	-	15	-	18	-	62	-
実施しなかった理由	29	100.0%	15	100.0%	18	100.0%	62	100.0%
過去に受講等をしたことのある職員が在籍しているため	8	27.6%	6	40.0%	6	33.3%	20	32.3%
受講希望者がいなかったため	1	3.4%	0	0.0%	2	11.1%	3	4.8%
業務の都合上、機会を確保できなかったため	9	31.0%	6	40.0%	4	22.2%	19	30.6%
講習等実施の必要性を認識していなかったため	7	24.2%	0	0.0%	0	0.0%	7	11.3%
特定の職員等がAEDを操作することとしているため	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	1	1.6%
その他	4	13.8%	3	20.0%	5	27.8%	12	19.4%

(7) 監査の所見

(ア) AEDの点検担当者について（指摘事項）

厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として、「点検担当者」を配置することが求められていることから、点検担当者を適切に配置するべきである。

【指摘事項の対象となる施設】

AEDの点検担当者を配置していない6機関（6施設）

民俗博物館（民俗博物館）、県立図書館（県立図書館）、フォレスターアカデミー（フォレスターアカデミー）、二階堂高等学校（二階堂高等学校）、高取国際高等学校（高取国際高等学校）、奈良情報商業高等学校（奈良情報商業高等学校）

(イ) AEDの日常点検について（指摘事項）

AEDを適切に管理する上で、厚生労働省通知では、AEDの点検担当者が、日常点検として、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認することとなっている。

救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、日頃からの点検を行い、AEDの適切な管理等を徹底するべきである。

また、これまで点検を実施している施設においても、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを、より一層日常的に確認するよう努められたい。

【指摘事項の対象となる施設】

AEDの日常点検を実施していない2機関（2施設）

スポーツ振興課（明日香庭球場）、中央卸売市場（中央卸売市場）

(ウ) AEDの日常点検の記録について（意見事項）

AEDを適切に管理する上で、厚生労働省通知では、AEDの点検担当者が、日常的に点検し、記録することとなっている。

これは、AEDを使用する際、そのAEDが正常であったことがわかるようにするものである。

また、これまで点検を実施している施設においても、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを、より一層日常的に確認し、記録するよう努められたい。

(エ) AEDの耐用年数の超過について（指摘事項）

厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器

に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。

【指摘事項の対象となる施設】

AEDの耐用年数を超過していた7機関（9施設）

スポーツ振興課、（スポーツ振興課、明日香庭球場）、中央こども家庭相談センター（中央こども家庭相談センター）、産業振興総合センター（産業振興総合センター）、雇用政策課（奈良労働会館）、奈良春日野国際フォーラム（奈良春日野国際フォーラム本館、別館）、中央卸売市場（中央卸売市場）、公園緑地課（大洲池公園体育館）

(オ) AEDの消耗品の管理について（指摘事項）

厚生労働省通知において、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーパックの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーパックの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することが求められている。救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、AED本体の保守点検を委託している場合であっても、適時AEDの消耗品を交換するなど適切な管理を行うべきである。

【指摘事項の対象となる施設】

AEDの消耗品の交換時期を超過していた2機関（3施設）

奈良県税事務所（奈良総合庁舎）、奈良春日野国際フォーラム（奈良春日野国際フォーラム本館、別館）

(カ) AEDの操作方法の習得について（意見事項）

厚生労働省通知により公表されたガイドライン（注）では、AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的を受けておくことが求められている。約半数の施設において、消防訓練及び救命・応急手当に関する講習等に併せてAED使用方法等の講習を実施しているが、実施していない施設も見受けられる。現場に居合わせた職員が積極的に救命活動に取り組むために、AEDを含む心肺蘇生の訓練に関する研修の機会を職員が定期的・継続的に受講しやすい環境の整備に努められたい。

(注) 平成30年12月25日付け 一般財団法人日本救急医療財団発行 AEDの適正配置に関するガイドライン (以下「ガイドライン」という。)

3 AED設置に係る全国AEDマップ情報公開の状況について

(1) 一般財団法人日本救急医療財団 (以下「財団」という。) におけるAED設置登録情報への登録後の公開状況について

財団へのAED設置登録情報の登録後の公開状況については、表13のとおりである。AEDを設置した127施設のうち、財団の設置登録情報に登録して公開している施設は、51施設 (40.2%) となっている。

AED設置情報を登録・公開していない主な理由は、学校関係者の利用のみを想定している、訓練、イベント等に持ち出して使用する事を想定しているため、登録・公開制度を認識していなかった等となっている。

表13 全国AEDマップへの登録情報の公開状況

区分	庁舎		県立学校等		公の施設等		合計	
		割合		割合		割合		割合
登録情報を公開している	14	31.8%	22	44.9%	15	44.1%	51	40.2%
登録情報を公開していない	30	68.2%	27	55.1%	19	55.9%	76	59.8%
合 計	44	100.0%	49	100.0%	34	100.0%	127	100.0%

(2) 監査の所見

一般財団法人日本救急医療財団全国AEDマップへの登録情報の公開状況について (意見事項)

厚生労働省通知において、AEDの設置者は、日本救急医療財団にAEDの設置登録情報を登録するよう依頼されている。また、平成27年8月25日付け厚生労働省医政局長通知「自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報の有効活用等について」では、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えるため、財団が作成している「全国AEDマップ」を住民への情報提供に活用するよう示されている。当該通知では、財団に既に登録されているAED設置登録情報の更新の推進並びに財団にAED設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけなどについても取り組みをするよう求められている。

以上のことから、財団にAED設置登録情報を登録していない施設においては、情報の登録及び登録後の情報更新を適時に行われたい。

第3 監査の総括

AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。このため、救命救急においてAEDが使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、設置しているAEDの適切な管理等を徹底するよう求められていることから、県の施設に設置されているAEDについて、緊急時に正常に使用できる環境を整備すること、管理の不備により性能が発揮できないなどの重大な事象の防止に資することを目的として、厚生労働省通知及びガイドラインに沿って、監査を行った。

監査の結果、監査の対象とした、県がAEDを設置する施設において、おおむね適正に管理されていると認められた。しかしながら、一部の施設においては、AEDの管理、情報公開などの項目において改善が望ましい事案が認められた。

監査の結果を踏まえ、AEDを管理する施設、担当課においては、AEDの管理状況を的確に把握し、指摘事項等と同様の事態がないか検証するとともに、その状況に応じて適切な対応を検討する等、AEDの適切な管理に向けた措置や取り組みをより一層進めることが望まれる。